

第 4 4 8 回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

	頁
1 第 56 期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿	1
2 佐賀県における主要労働経済の推移（グラフ）	
第 1 図 鉱工業生産指数の推移（佐賀）	2
第 2 図 鉱工業生産指数の推移（全国）	3
第 3 図 消費者物価指数の対前年（同月）増減率の推移 （佐賀・全国）	4
第 4 図 有効求人倍率の推移（佐賀・全国）	5
第 5 図 月間定期給与額の推移（佐賀・全国）	6
第 6 図 月間総実労働時間数の推移（佐賀・全国）	7
第 7 図 月間所定外労働時間数の推移（佐賀・全国）	8
3 佐賀県における主要労働経済指標（No.1, No2, No3, No4）	9
4 令和 7 年春闘 各機関賃上げ集計状況（全国）	15
5 経済財政運営と改革の基本方針 2025（抜粋）	16
6 令和 7 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	29
7 令和 7 年度の審議会の開催日程（予定）	30

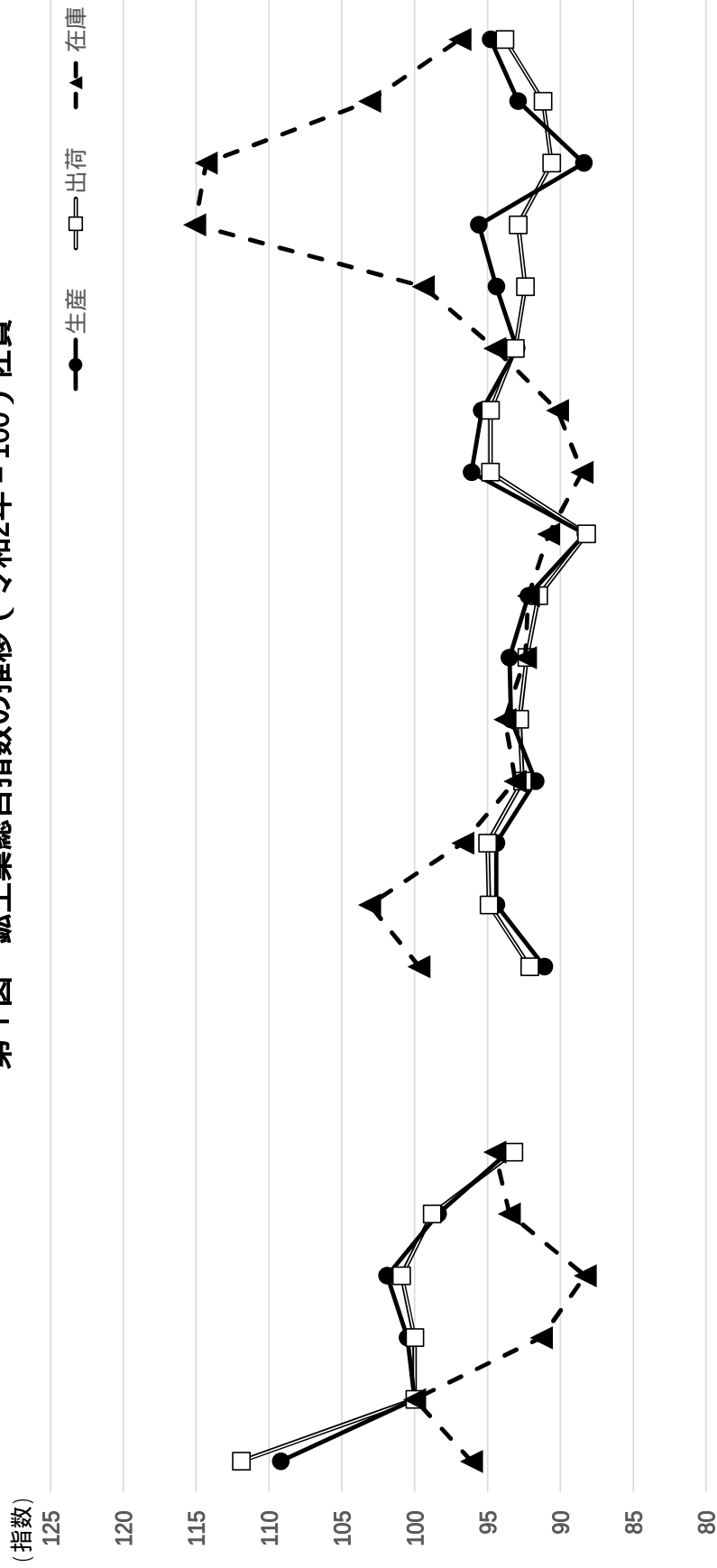
第56期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年4月1日現在

区分	氏 名	現 職	備考
公益代表委員	かい きょうこ 甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授	
	ささき たかお 佐々木 隆夫	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 准教授	
	はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学 経済学部経済法学科 教授 国立大学法人佐賀大学大学院 地域デザイン研究科 教授	
	まつもと 松本 さざり	松本公認会計士事務所 公認会計士	
	やすなが じろう 安永 治郎	弁護士法人 安永法律事務所 弁護士	
労働者代表委員	ひがしじま みか 東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長	
	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長	
	もろどみ けいご 諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員長 兼 佐賀支部執行委員長	
	やつね まさあき 彌常 雅章	U A ゼンセン佐賀県支部 主任	
	やまぐち こういち 山口 幸一	岩尾従業員労働組合 執行委員長	
使用者代表委員	かのう つねのり 狩野 常德	佐賀商工会議所 総務部長	
	にしおか たかし 西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事	
	はまむら けいすけ 浜村 圭介	株式会社SUMCO 生産技術本部 九州事業所 九州総務部 部長	
	ひらの ともこ 平野 智子	株式会社キャリアサプライ 代表取締役社長	
	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事	

(五十音順)

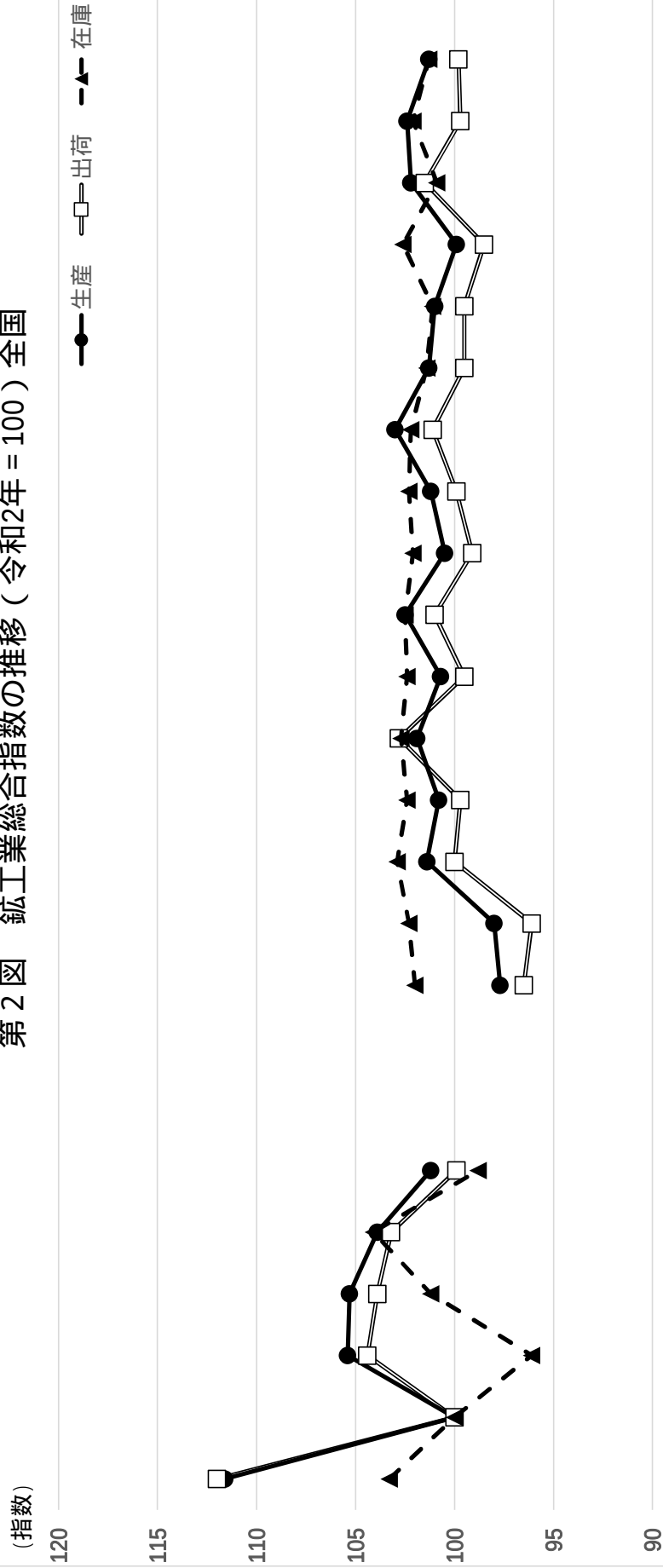
第1図 鉱工業総合指数の推移（令和2年=100）佐賀



資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鉱工業指数年報」

経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

第2図 鉱工業総合指数の推移（令和2年＝100）全国



	R1	R2	R3	R4	R5	R6		R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	
生産	111.6	100.0	105.4	103.3	103.9	101.2		97.7	98.0	101.4	100.8	101.9	100.7	102.5	100.5	101.2	103.0	101.3	101.0	99.9	102.2	102.4	101.3	
出荷	112.0	100.0	104.4	103.9	103.2	99.9		96.5	96.1	100.0	99.7	102.8	99.5	101.0	99.1	99.9	101.1	99.5	99.5	98.5	101.5	99.7	99.8	
在庫	103.3	100.0	96.1	101.2	104.1	98.8		102.0	102.3	102.9	102.4	102.7	102.4	102.5	102.1	102.3	102.2	101.4	101.1	102.6	100.9	102.1	101.3	

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鉱工業指数年報」

経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

第3図 消費者物価指数の対前年（同月）増減率推移

● 佐賀
□ 全国

(%)

6.0

5.0

4.0

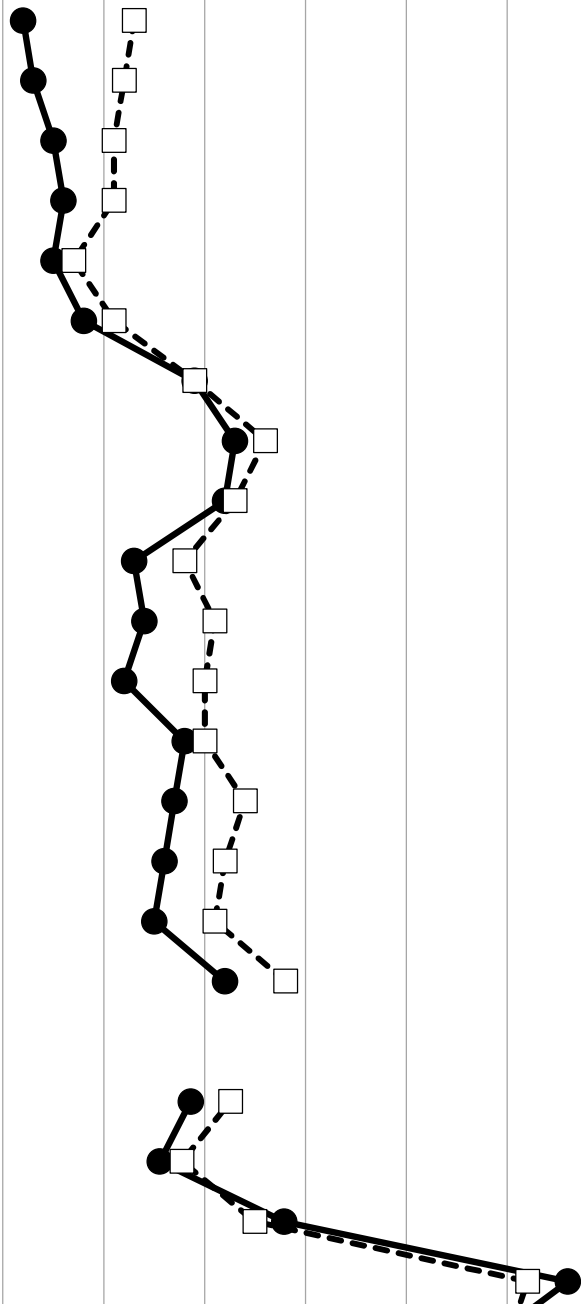
3.0

2.0

1.0

0.0

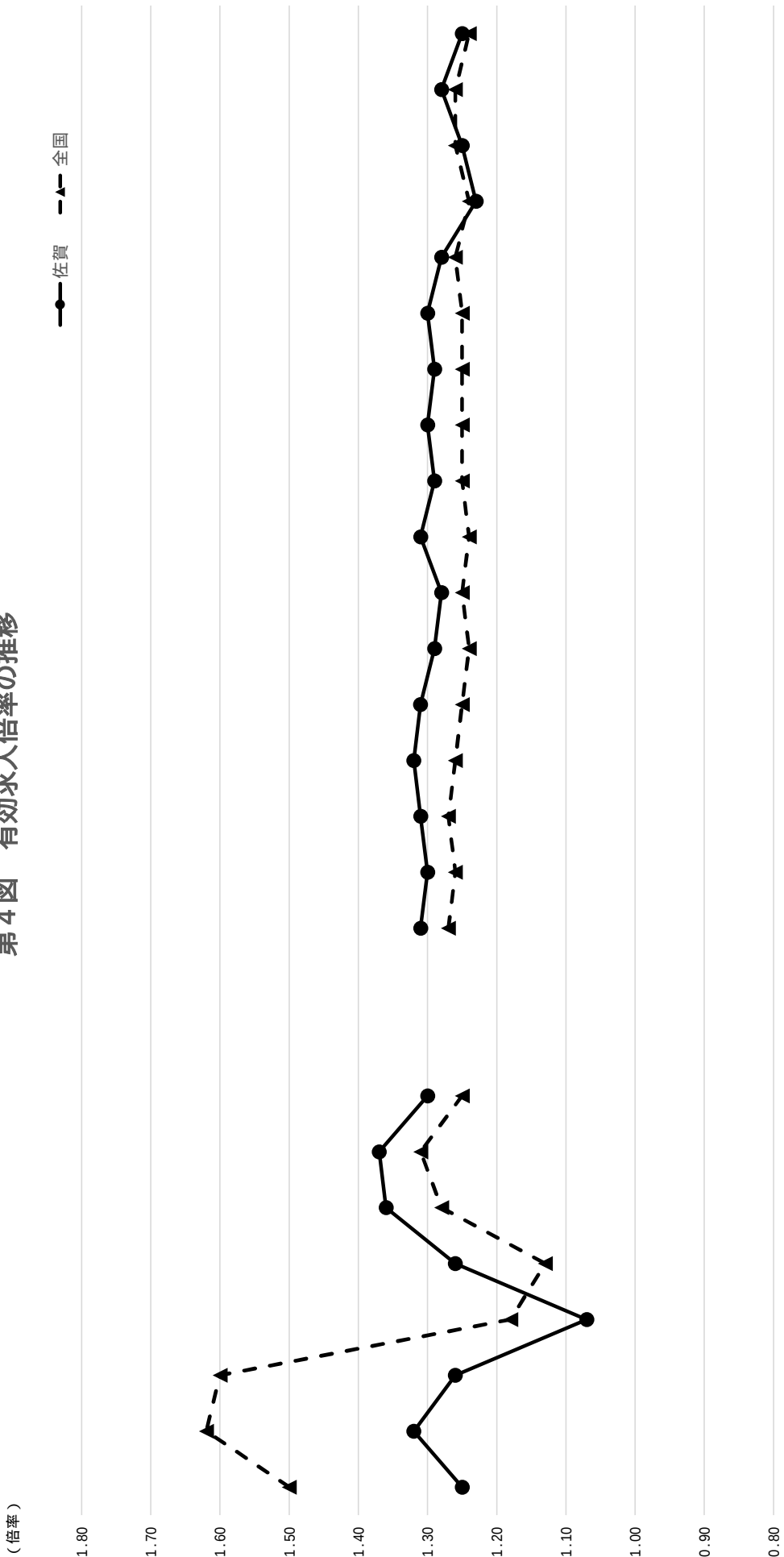
-1.0



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5		
佐賀	0.3	0.3	1.2	0.3	0.2	-0.6	2.2	3.4	3.1	2.8	3.5	3.4	3.3	3.2	3.8	3.6	3.7	2.8	2.7	3.1	4.2	4.5	4.4	4.5	4.7	4.8		
全国	-0.1	0.5	0.9	0.6	0.0	-0.2	2.5	3.2	2.7	2.2	2.9	2.8	2.6	3.0	3.0	2.9	3.2	2.7	2.4	3.1	3.9	4.3	3.9	3.9	3.8	3.7		

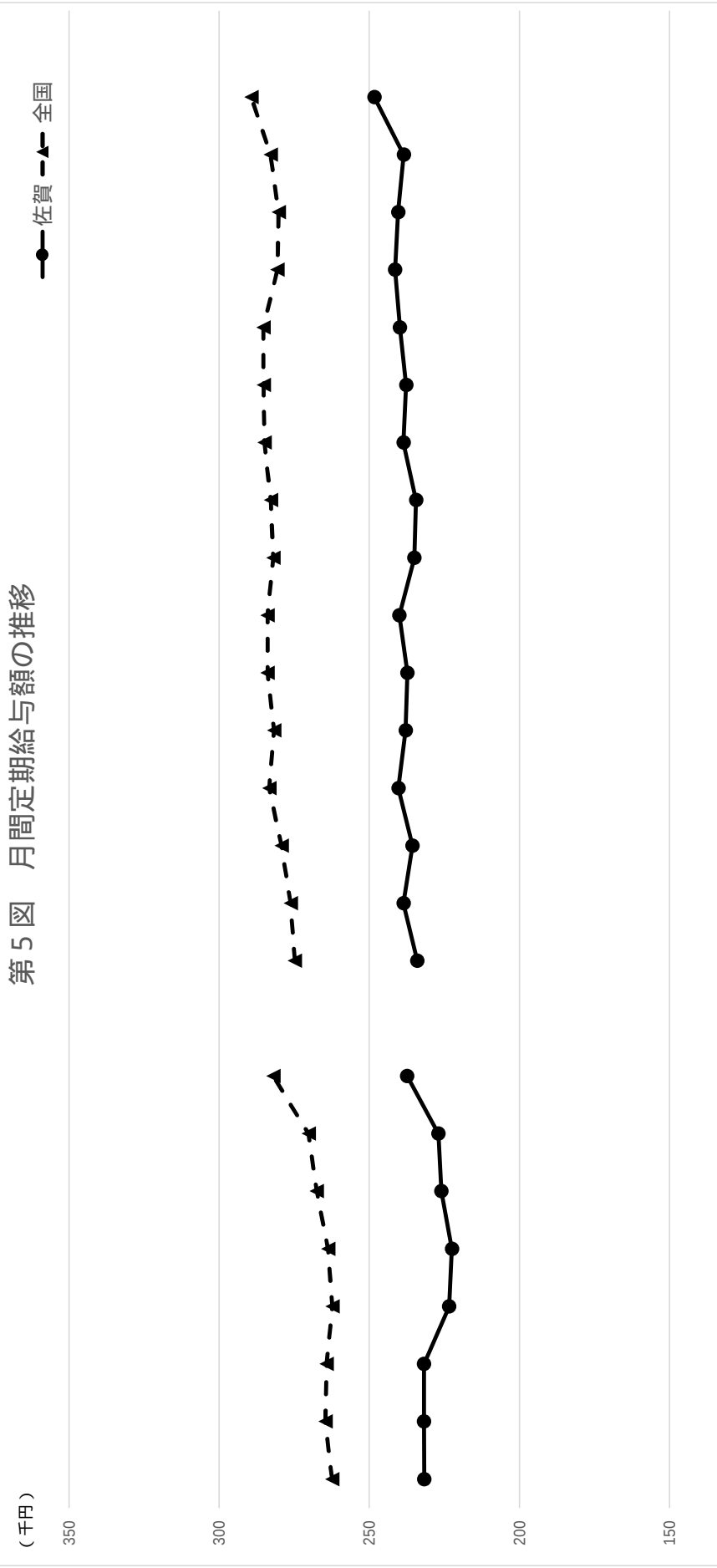
県統計課「消費者物価指数」
総務省「消費者物価指数」

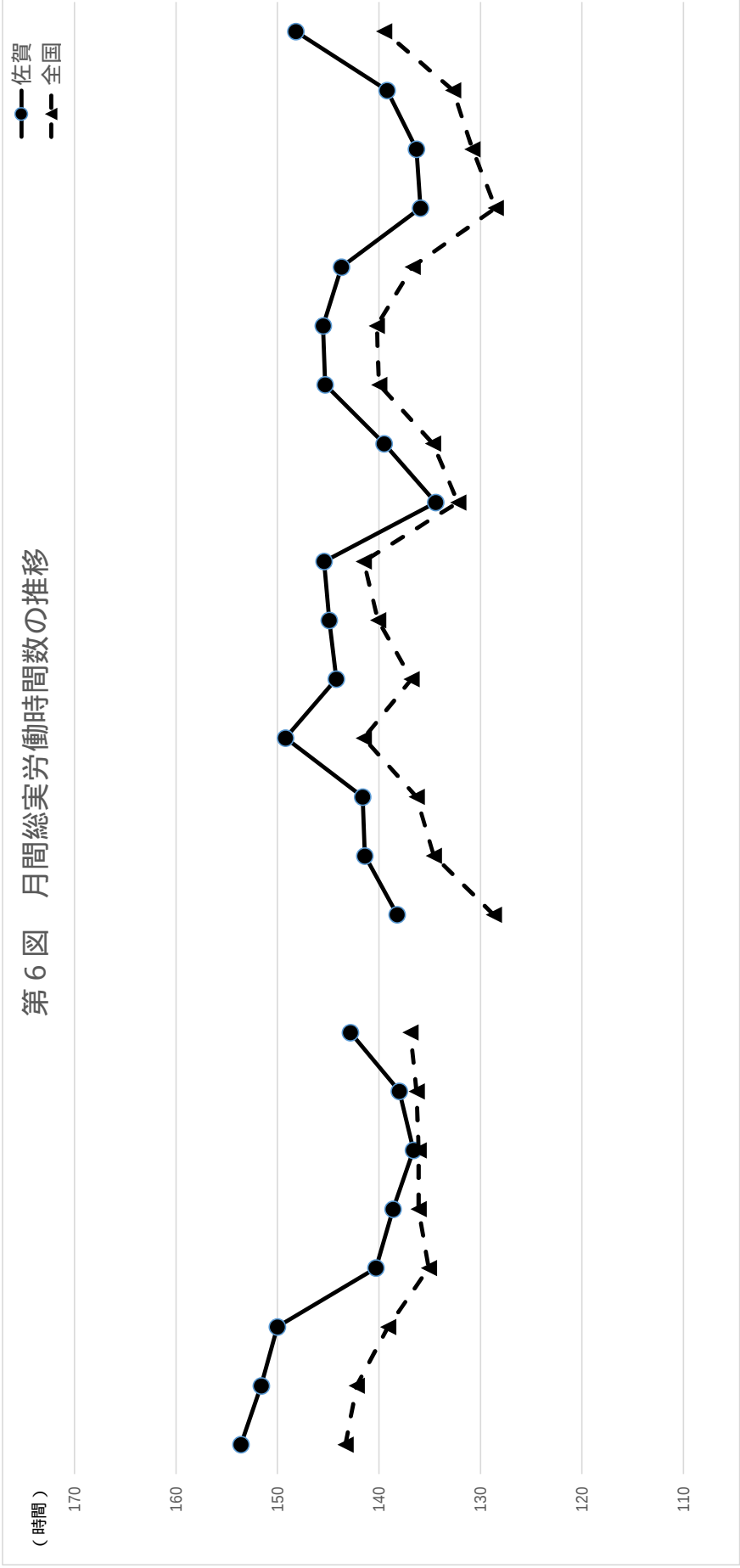
第4図 有効求人倍率の推移



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5
佐賀	1.25	1.32	1.26	1.07	1.26	1.36	1.37	1.30			1.31	1.30	1.31	1.32	1.31	1.29	1.28	1.31	1.29	1.30	1.29	1.30	1.28	1.23	1.25	1.28	1.25
全国	1.50	1.62	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25			1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.24

第5図 月間定期給与額の推移





第7図 月間所定外労働時間数の推移

▲ 佐賀
 ● 全国

(時間)

14

12

10

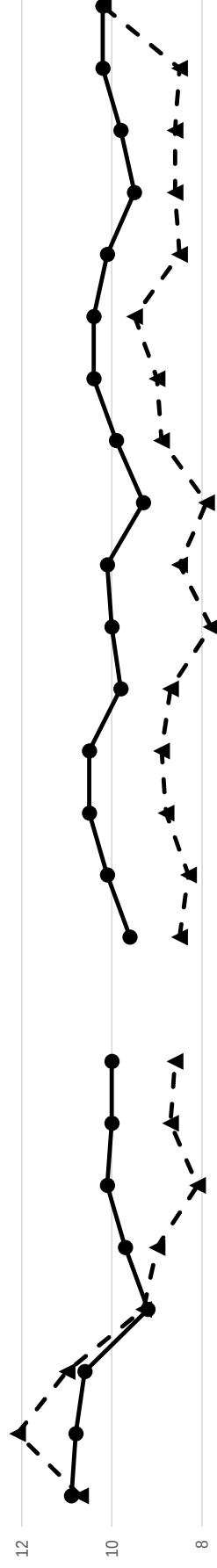
8

6

4

2

0



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4
佐賀	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6	8.5	8.3	8.8	8.9	8.7	7.8	8.5	7.9	8.9	9.0	9.5	8.5	8.6	8.6	8.5	10.2
全国	10.9	10.8	10.6	9.2	9.7	10.1	10.0	10.0	9.6	10.1	10.5	10.5	9.8	10.0	10.1	9.3	9.9	10.4	10.4	10.1	9.5	9.8	10.2	10.2

鉱工業生産指数(総合)													
年	指数(令和2年 = 100)			指数(令和2年 = 100)			対前年(同月)増減率(%)						
	佐賀			全国			佐賀			全国			
	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	在庫
令和	1 年	109.2	111.9	96.1	111.6	112.0	103.3	-	-	3.0	2.9	0.7	
	2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9.2	11.9	11.6	12.0	3.3	
	3	100.5	100.0	91.3	105.4	104.4	96.1	0.5	0.0	5.4	4.4	3.9	
	4	101.9	100.9	88.3	105.3	103.9	101.2	1.4	0.9	0.1	0.5	5.1	
	5	98.4	98.8	93.5	103.9	103.2	104.1	3.5	2.1				
	6	93.6	93.2	94.5	101.2	99.9	98.8	4.8	5.6				
令和6年	1	91.1	92.1	99.7	97.7	96.5	102.0	4.8	2.3	3.1	3.0	0.4	
	2	94.4	94.9	103.1	98.0	96.1	102.3	4.8	5.6	6.5	7.7	1.1	
	3	94.4	95.0	96.7	101.4	100.0	102.9	4.2	4.0	3.5	4.3	0.7	
	4	91.7	92.6	93.1	100.8	99.7	102.4	6.2	7.4	4.4	4.1	2.5	
	5	93.4	92.8	93.8	101.9	102.8	102.7	8.8	8.6	2.2	0.7	2.8	
	6	93.5	92.3	92.4	100.7	99.5	102.4	9.2	7.3	4.3	4.8	3.1	
	7	92.2	91.5	92.2	102.5	101.0	102.5	4.0	5.0	1.0	1.9	3.2	
	8	88.3	88.2	90.8	100.5	99.1	102.1	6.7	6.2	2.6	3.6	2.4	
	9	96.1	94.8	88.5	101.2	99.9	102.3	1.3	3.0	2.0	3.4	1.3	
	10	95.4	94.8	90.2	103.0	101.1	102.2	2.8	3.4	1.4	2.5	1.4	
	11	93.0	93.1	94.5	101.3	99.5	101.4	5.7	7.7	2.5	3.3	2.2	
	12	94.4	92.4	99.4	101.0	99.5	101.1	1.2	8.2	4.0	4.9	1.6	
令和7年	1	95.6	92.9	115.1	99.9	98.5	102.6	4.5	0.8	2.2	2.0	0.6	
	2	88.4	90.6	114.3	102.2	101.5	100.9	6.0	4.3	4.2	5.4	1.4	
	3	92.9	91.2	103.1	102.4	99.7	102.1	1.5	3.8	1.0	0.3	0.8	
	4	94.8	93.8	96.9	101.3	99.8	101.3	3.1	1.2	0.5	0.1	1.1	
資料出所	佐賀県統計課「佐賀県鉱工業指数月報」、経済産業省「生産・出荷・在庫指数確報」 ・全国「在庫」の年指数は、年平均 ・年の指数及び対前年増減率は原指数												

年	消費者物価指数 (令和2年 = 100)			国内企業物価指数 (令和2年 = 100)			大型小売店売上額		
	指数		対前年(同月)比 全国	指数	対前年 (同月)比 全国	佐賀	売上額		対前年(同月)増減率(%) (既存店比較)
	佐賀市	全国					佐賀	全国	
平成									
29	98.3	98.6	0.3	98.4	2.3	百万円	64,840	19,602,508	0.6
30	99.5	99.5	1.2	101.0	2.6		62,821	19,604,355	3.1
令和	99.8	100.0	0.3	101.2	0.2		59,832	19,396,177	4.8
元	100.0	100.0	0.2	100.0	1.2		61,299	19,504,951	2.5
2	99.4	99.8	0.6	104.6	4.6		61,138	19,907,136	0.3
3	101.6	102.3	2.2	114.9	9.8		62,598	20,660,329	2.4
4	105.1	105.6	3.4	119.9	4.4		64,315	21,604,942	2.7
5	108.4	108.5	3.1	122.6	2.3		65,154	22,381,178	1.3
6									3.6
令和6年									
1	106.7	106.9	2.8	120.3	0.4		5,427	1,826,405	1.1
2	106.6	106.9	3.5	120.5	0.9		4,910	1,702,098	4.2
3	106.9	107.2	3.4	120.9	1.2		5,368	1,888,618	4.8
4	107.6	107.7	3.3	121.5	1.4		5,223	1,761,183	1.7
5	108.0	108.1	3.2	122.4	3.1		5,556	1,821,174	7.3
6	108.1	108.2	3.8	122.7	3.5		5,689	1,867,454	11.1
7	108.5	108.6	3.6	123.4	3.7		5,857	1,898,977	3.4
8	109.3	109.1	3.7	123.1	3.1		5,817	1,866,439	3.9
9	108.8	108.9	2.8	123.5	3.7		5,077	1,739,381	4.9
10	109.7	109.5	2.7	124.0	4.4		5,272	1,789,477	0.1
11	110.1	110.0	3.1	124.4	4.5		5,604	1,897,623	2.4
12	110.9	110.7	4.2	125.0	4.8		7,070	2,347,652	5.2
令和7年	111.2	111.2	4.5	125.3	5.0		5,185	1,915,908	4.5
1	111.0	110.8	4.4	125.7	5.2		4,482	1,730,566	8.7
2	111.4	111.1	4.5	126.1	5.2		4,928	1,934,951	8.2
3	112.3	111.5	4.7	126.5	5.0		4,821	1,802,512	7.7
4			3.8						2.5
5	112.8	111.8	4.8	126.3	3.9				2.3
資料出所	県統計課「消費者物価指数」・総務省「消費者物価指数」			日本銀行「経済物価指数」			経済産業省「大型小売店販売動向」商業動態統計、 大型小売店 百貨店法令指定都市売場面積3000㎡ それ以外の都市 1500㎡ スーパー 1500㎡		

年	消費支出			消費性向		
	金額		対前年(同月) 増減率%	割合		対前年(同月) 増減率%
	佐賀市 (勤労者世帯)	全国		佐賀市 (勤労者世帯)	全国	
平成	円					
29	337,525	313,057	8.9	71.4	72.1	0.7
30	320,661	315,314	5.0	66.8	69.3	4.6
令和						
元	324,644	323,853	1.2	64.1	67.9	2.7
2	317,944	305,811	2.1	59.9	61.3	4.2
3	292,629	309,469	8.0	63.2	62.8	3.3
4	304,526	320,627	4.1	64.1	64.0	0.9
5	299,895	318,755	1.5	58.5	64.4	5.6
6	325,288	325,137	8.5	65.2	62.2	6.7
令和6年						
1	314,922	313,165	6.7	83.0	76.7	7.8
2	320,655	307,765	2.0	65.9	66.1	11.3
3	314,857	353,810	2.5	84.9	84.3	19.1
4	338,724	345,020	5.4	77.1	76.2	9.8
5	356,715	318,560	35.3	111.6	84.7	39.1
6	297,358	300,228	20.9	37.0	36.9	5.5
7	293,646	312,568	10.5	57.1	55.0	0.1
8	378,868	318,764	28.2	81.0	66.1	8.2
9	297,753	308,417	6.3	84.1	76.6	11.4
10	318,492	327,613	20.5	69.1	67.6	10.3
11	326,513	316,535	21.7	85.4	74.9	11.1
12	344,949	379,200	20.6	34.4	38.9	10.2
令和7年						
1	351,130	331,341	11.5	83.1	78.9	0.1
2	271,423	313,977	15.4	55.0	66.2	10.9
3	289,001	382,959	8.2	66.8	89.9	18.1
4						
5						
資料出所	総務省「家計調査報告」 統計佐賀(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)					

年	有効求人倍率 (含パートタイム労働者)				常用労働者雇用指数 (令和7年=100)				完全失業率(%)		企業倒産(佐賀県)		
	倍率		対前年(同月)増減差		指数		対前年(同月)増減差(%)		九州	全国	件数	累計件数	対前年(同月)増減率(%)
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国					
平成													
29	1.25	1.50	0.10	0.14		98.4		1.8	3.1	2.8		33	17.5
30	1.32	1.62	0.07	0.12		98.6		0.2	2.6	2.4		34	3.0
令和													
元	1.26	1.60	0.06	0.02		99.8		1.2	2.7	2.4		31	8.8
2	1.07	1.18	0.19	0.42	100.0	100.0		0.2	2.9	2.8		42	35.5
3	1.26	1.13	0.19	0.05	99.3	100.5	0.7	0.5	2.8	2.8		22	47.6
4	1.36	1.28	0.10	0.15	100.2	101.3	0.9	0.8	2.8	2.6		22	0.0
5	1.37	1.31	0.01	0.03	102.1	103.1	1.9	1.8	2.6	2.6		29	31.8
6	1.30	1.25	0.07	0.06	105.1	104.3	2.9	1.2	2.6	2.5		26	10.3
令和6年													
1	1.31	1.27	0.08	0.08	105.3	103.2	3.6	1.2		2.5	0	0	100.0
2	1.30	1.26	0.12	0.08	103.7	103.1	4.7	1.3	2.5	2.6	1	1	66.7
3	1.31	1.27	0.05	0.05	102.3	102.7	1.2	1.4		2.6	3	4	50.0
4	1.32	1.26	0.04	0.06	105.6	103.9	3.0	1.2		2.6	1	5	54.5
5	1.31	1.25	0.05	0.06	105.2	104.3	1.9	0.0	2.7	2.6	3	8	42.9
6	1.29	1.24	0.08	0.06	105.0	104.6	2.3	1.1		2.5	2	10	37.5
7	1.28	1.25	0.08	0.04	104.1	104.9	1.7	1.2		2.6	2	12	45.5
8	1.31	1.24	0.05	0.05	105.3	104.8	3.2	1.2	2.9	2.5	3	15	37.5
9	1.29	1.25	0.05	0.04	105.2	104.7	3.6	1.0		2.4	4	19	26.9
10	1.30	1.25	0.04	0.05	106.2	104.9	4.4	1.0		2.5	1	20	23.1
11	1.29	1.25	0.08	0.03	106.8	105.1	4.5	0.9	2.4	2.5	5	25	10.7
12	1.30	1.25	0.05	0.02	106.6	105.2	2.8	0.9		2.5	1	26	10.3
令和7年													前年は0件
1	1.28	1.26	0.03	0.01	108.1	105.0	2.8	1.8		2.5	4	4	500.0
2	1.23	1.24	0.07	0.02	106.6	104.8	2.9	1.7	2.5	2.4	2	6	125.0
3	1.25	1.26	0.06	0.01	103.9	104.4	1.6	1.7		2.5	3	9	180.0
4	1.28	1.26	0.04	0.00	107.7	105.7	2.1	1.8		2.5	5	14	125.0
5	1.25	1.24	0.06	0.01						2.5	3	17	112.5
資料出所	佐賀労働局職業安定部				県統計課「毎月勤労統計調査」 (事業所規模5人以上)				総務省「労働力調査」 平成23年までは沖縄を含む		東京商工リサーチ 負債総額1千万円以上		

毎月勤労統計は、事業所の抽出替えが実施されたので、新旧調査結果のギャップ調整のため、指数及び増減率は改訂されている。

年	月間現金給与総額				月間定期給与額 (きまって支給する給与)				実質賃金指数(令和2年=100) (月間現金給与総額)				実質賃金指数(令和2年=100) (きまって支給する給与)			
	金額(千円)		対前年(同月) 増減率(%)		金額(千円)		対前年(同月) 増減率(%)		指数		前年比		指数		前年比	
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国
29年	272.7	319.5	1.7	0.5	231.7	262.4	1.0	0.5								
30年	274.8	323.5	0.8	1.3	231.8	264.6	0.0	0.8	105.5	101.6	0.6	1.4	103.8	100.9	0.0	0.9
令和元	272.6	322.6	0.8	0.3	231.8	264.2	0.0	0.2	104.2	101.2	1.3	0.4	103.8	100.7	0.0	0.2
2	262.6	318.4	3.7	1.3	223.4	262.3	3.6	0.7	100.0	100.0	0.0	1.2	100.0	100.0	0.0	0.7
3	261.7	319.5	0.3	0.3	222.5	263.7	0.4	0.5	100.7	100.3	0.7	0.6	99.6	100.5	0.4	0.5
4	267.4	325.8	2.2	2.0	226.0	267.5	1.6	1.4	99.9	102.3	0.8	1.7	101.2	101.9	1.6	1.4
5	269.5	329.8	0.8	1.2	227.0	270.2	0.4	1.0	96.9	103.5	3.0	1.2	101.6	103.0	0.4	1.1
6	284.8	348.0	5.7	5.5	237.4	282.0	4.6	4.4	99.0	109.2	3.0	1.2	106.3	107.5	0.4	1.1
令和6	237.6	287.6	5.0	3.7	234.0	274.8	4.7	3.3	84.1	90.3	7.5	3.8	104.7	104.7	4.9	3.3
1	240.0	281.1	5.5	3.6	238.6	276.2	5.5	3.7	85.1	88.3	2.0	3.6	106.8	105.3	5.8	3.7
2	248.0	302.1	2.8	3.2	235.6	279.2	2.2	3.7	87.7	94.9	0.7	3.3	105.5	106.4	2.3	3.8
3	243.2	295.7	4.4	3.8	240.3	283.3	6.7	3.7	85.4	92.9	1.2	3.9	107.6	108.0	7.3	3.8
4	251.7	297.2	5.2	4.1	237.9	281.7	5.0	4.1	88.0	93.4	2.1	4.4	106.5	107.4	5.3	4.3
5	365.1	498.9	4.5	7.4	237.3	283.9	4.1	4.2	127.5	156.7	0.7	8.0	106.2	108.2	4.3	4.3
6	330.8	403.1	6.7	5.7	240.0	283.9	4.4	4.4	114.9	126.6	3.1	6.0	107.4	108.2	4.6	4.5
7	258.9	296.2	5.0	4.9	235.0	282.0	3.9	4.5	89.2	93.0	1.2	5.1	105.2	107.5	4.1	4.8
8	238.4	291.7	3.2	4.8	234.4	282.8	2.6	4.5	82.7	91.6	0.6	5.0	104.9	107.8	2.6	4.7
9	240.6	292.4	4.2	4.5	238.6	284.9	4.9	4.5	82.7	91.9	1.7	4.8	106.8	108.6	5.2	4.7
10	254.1	308.5	5.4	6.0	237.7	285.2	2.4	4.7	86.8	96.9	2.2	6.4	106.4	108.7	2.4	4.9
11	507.0	617.4	14.1	7.3	239.8	285.3	6.0	4.7	172.1	193.9	11.8	7.8	107.3	108.8	6.3	4.9
令和7	256.6	292.5	7.4	1.7	241.4	280.6	3.1	2.1	86.8	91.9	3.2	1.8	108.1	107.0	3.2	2.2
1	242.5	288.7	1.0	2.6	240.4	280.2	0.7	1.4	82.1	90.7	3.5	2.7	107.6	106.8	0.7	1.4
2	253.8	309.1	2.3	2.3	238.5	282.9	1.2	1.3	85.7	97.1	2.3	2.3	106.8	107.9	1.2	1.4
3	251.7	301.7	3.4	2.0	248.3	289.3	3.2	2.1	84.3	94.8	1.3	2.0	111.1	110.3	3.3	2.1
4																
資料出所	県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)・厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)															

年	月間総実労働時間数				月間所定外労働時間数			
	労働時間数		対前年(同月)増減率(%)		労働時間数		対前年(同月)増減率(%)	
	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国	佐賀	全国
年								
29	153.6	143.3	0.1	0.3	10.7	10.9	0.0	0.9
30	151.6	142.2	1.3	0.8	12.1	10.8	13.1	0.9
令和元	150.0	139.1	1.1	2.2	11.0	10.6	9.1	1.9
2	140.3	135.1	6.5	2.9	9.3	9.2	15.5	13.2
3	138.6	136.1	1.2	0.6	9.0	9.7	3.2	5.1
4	136.6	136.1	1.4	0.0	8.1	10.1	10.0	4.1
5	138.0	136.3	1.0	0.1	8.7	10.0	7.4	1.0
6	142.8	136.9	3.5	0.4	8.6	10.0	1.1	0.0
令和6								
1	138.2	128.7	5.6	0.5	8.5	9.6	3.5	1.0
2	141.4	134.6	4.0	1.0	8.3	10.1	10.8	1.0
3	141.6	136.3	2.3	1.2	8.8	10.5	9.1	0.0
4	149.2	141.5	7.0	0.5	8.9	10.5	1.1	0.0
5	144.2	136.8	5.4	2.3	8.7	9.8	1.1	1.0
6	144.9	140.1	0.4	1.8	7.8	10.0	3.8	0.0
7	145.4	141.5	4.4	2.0	8.5	10.1	3.5	1.0
8	134.4	132.2	0.1	0.3	7.9	9.3	1.3	0.0
9	139.5	134.7	0.0	1.3	8.9	9.9	1.1	0.0
10	145.3	140.0	4.1	1.2	9.0	10.4	3.3	1.0
11	145.5	140.2	2.5	1.4	9.5	10.4	5.3	1.0
12	143.7	136.7	4.9	0.4	8.5	10.1	3.5	0.0
令和7								
1	135.9	128.5	1.7	0.2	8.6	9.5	1.2	1.1
2	136.3	130.8	3.7	2.9	8.6	9.8	3.5	3.1
3	139.2	132.7	1.7	2.7	8.5	10.2	3.5	2.9
4	148.2	139.5	0.7	1.4	10.2	10.2	12.7	2.9
資料出所	県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)・厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」(事業所規模5人以上)							

令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
									(7月3日,最終)
全体	1.98%	2.07%	2.07%	1.90%	1.78%	2.07%	3.58%	5.10%	5.25%
	5,712円	5,934円	5,997円	5,506円	5,180円	6,004円	10,560円	15,281円	16,356円
300人未満	1.87%	1.99%	1.94%	1.81%	1.73%	1.96%	3.23%	4.45%	4.65%
	4,490円	4,840円	4,765円	4,464円	4,288円	4,843円	8,021円	11,358円	12,361円

【経団連】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	昨年同時期
									(5月22日公表)	(5月20日公表)
500人以上	2.34%	2.53%	2.43%	2.12%	1.84%	2.27%	3.99%	5.58%	5.38%	5.58%
	7,755円	8,539円	8,200円	7,096円	6,124円	7,562円	13,362円	19,210円	19,342円	19,480円
500人未満	1.81%	1.89%	1.89%	1.70%	1.68%	1.92%	3.00%	4.01%	4.35%	3.92%
	4,586円	4,804円	4,815円	4,371円	4,376円	5,036円	8,012円	10,712円	11,826円	10,420円

【厚生労働省】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
主要企業	2.11%	2.26%	2.18%	2.00%	1.86%	2.20%	3.60%	5.33%
	6,570円	7,033円	6,790円	6,286円	5,854円	6,898円	11,245円	17,415円

○調査対象

連合：「全体」は、規模集計。「300人未満」は、全体の内数。全て最終集計。

経団連：「500人以上」は、原則として東証1部上場、平成29年～令和6年は最終集計。

厚生労働省：「主要産業は資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって労働組合のあるもの。」

経済財政運営と改革の基本方針 2025 について

〔令和 7 年 6 月 13 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2025 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2025
～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (目次)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道
2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現
3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築
4. 人中心の国づくり
5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
 - (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行
 - (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～
 - (2) 地域における社会課題への対応
 - (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
 - (4) 文化芸術・スポーツの振興
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
 - (1) GXの推進
 - (2) DXの推進
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 先端科学技術の推進
 - (5) スタートアップへの支援
 - (6) 海外活力の取り込み
 - (7) 資産運用立国の実現

4. 国民の安心・安全の確保

- (1) 防災・減災・国土強靱化の推進
- (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
- (3) 外交・安全保障の強化
- (4) 経済安全保障の強化
- (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現
- (6) 「世界一安全な日本」の実現
- (7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 —————37

1. 「経済・財政新生計画」の推進

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 全世代型社会保障の構築
- (2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進
- (3) 公教育の再生・研究活動の活性化
- (4) 戦略的な社会資本整備の推進
- (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

3. 計画推進のための取組の強化

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方 ———51

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和8年度予算編成に向けた考え方

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した¹。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

¹ 「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日日本労働組合総連合会公表）及び「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日日本労働組合総連合会公表）。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する²。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年から令和27年の20年間に於いて、生産年齢人口（15～64歳）は約1,478万人減少する見込み。

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）。

かになる、活力ある経済社会を築いていく。

4. 人中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な賃上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の場の創出、様々な家計の実態を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、就職氷河期世代及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるよう、「地方創生2.0」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生2.0基本構想」⁴に基づき、今後10年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。

5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

ロシアによるウクライナ侵略等の地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中対立、デジタルテクノロジーをめぐる覇権争いなど、我が国を取り巻く国際秩序は変化しつつある。

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待することが困難な問題を顕在化させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

⁴ 令和7年6月13日閣議決定。

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

中国は、GDPが世界第2位の経済大国となる中、貿易や先端技術の面において、米国との競合関係にある。他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一帯一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の叡智を結集しつつ、重要物資のサプライチェーン強靱化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に備えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」⁵⁾に基づく取組として、低入札価格調査制度⁶⁾及び最低制限価格制度⁷⁾の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」⁸⁾に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保⁹⁾等¹⁰⁾を進める。中小受託取引適正化法¹¹⁾の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」¹²⁾の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法¹³⁾上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク¹⁴⁾を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」⁵⁾に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」¹⁵⁾の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」⁵⁾に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載¹⁶⁾に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

⁵⁾ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

⁶⁾ 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不相当であると認める場合には、その者を落札者としてしないことができる制度。

⁷⁾ 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

⁸⁾ 令和7年4月22日閣議決定。

⁹⁾ 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

¹⁰⁾ 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

¹¹⁾ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

¹²⁾ 令和5年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

¹³⁾ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

¹⁴⁾ 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。

¹⁵⁾ 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。

¹⁶⁾ 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」⁵に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

（三位一体の労働市場改革）

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援¹⁸に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」¹⁹を周知するとともに、「人的資本可視化指針」²⁰の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度²¹、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者²²に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法²³施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める²⁴。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

¹⁸ リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

¹⁹ 令和6年8月28日に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。

²⁰ 令和4年8月30日に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。

²¹ 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

²² 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。

²³ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

²⁴ この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業²⁵のロールアップ²⁶を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度²⁷の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」²⁸に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」²⁹を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理³⁰を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」³¹を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（以下略）

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月19日(火)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月20日(水)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		8月21日(木)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		8月22日(金)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		8月25日(月)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		8月26日(火)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		8月27日(水)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		8月28日(木)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		8月29日(金)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月1日(月)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月2日(火)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月3日(水)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月4日(木)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月5日(金)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月8日(月)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月9日(火)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月10日(水)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月11日(木)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月12日(金)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月16日(火)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月17日(水)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月18日(木)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)

令和 7 年度の審議会の開催日程（予定）

名称	日付	時間	備考
第 1 回本審（改正諮問）	7 月 14 日（月）	午後 3 時 0 0 分	大 2
第 2 回本審（目安伝達）	8 月 1 日（金）	午後 2 時 0 0 分	大 1
第 1 回専門部会	8 月 5 日（火）	午後 1 時 3 0 分	大 1
第 2 回専門部会	8 月 7 日（木）	午後 1 時 3 0 分	大 1
第 3 回専門部会	8 月 8 日（金）	午後 1 時 3 0 分	大 1
第 3 回本審（答申）	8 月 8 日（金）	午後 4 時 0 0 分	大 1
専門部会予備	8 月 19 日（火）	午前 10 時 0 0 分	大 1
第 3 回本審（答申）	8 月 19 日（火）	午後 2 時 0 0 分	大 1
専門部会予備	8 月 20 日（水）	午前 10 時 0 0 分	大 1
第 3 回本審（答申）	8 月 20 日（水）	午後 3 時 0 0 分	大 1
異議審	8 月 26 日（火）	午前 10 時 0 0 分	大 1
異議審	9 月 8 日（月）	午前 10 時 0 0 分	大 2

備考欄の「大1」は合同庁舎共用大会議室 1、「大 2」は合同庁舎共用大会議室 2